

第 2 3 回小浜市農業委員会議事録 (縦覧用)

とき令和 7 年 4 月 2 8 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

ところ小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

		3 番 福永信明
4 番 赤尾裕子	5 番 河嶋幸男	6 番 和田千代
7 番 東清俊	8 番 内田篤宏	9 番 岡本康次
10 番 松尾志信		

欠席委員

1 番 岡田昌樹	2 番 早俊夫	

遅刻委員

出席事務局藤本課長、中野、荒木、時岡

令和7年4月28日（月）午後4時00分小浜市役所3階302会議室において、第23回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第99号 現況証明申請について
- 議案第100号 小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 議案第101号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

- 報告第27号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第２３回小浜市農業委員会を開催いたします。

（会長あいさつ）

それでは、事務局より報告をお願いします。

<事務局長より４月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第１４条の規定により、本日の会議の議事録署名人として５番河嶋委員、６番和田委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、７番東委員、８番内田委員でした。

それでは、『議案第９６号農地法第３条の規定による許可申請について』を上程いたします。なお、〇〇推進委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第１１条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。〇〇推進委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】それでは、〇〇推進委員関連について審議を行いますので、〇〇推進委員は退室してください。

<〇〇推進委員退室>

（審議）

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】挙手全員ですので、〇〇推進委員に関連する『議案第９６号農地法第３条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。〇〇推進委員は入室してください。

<〇〇推進委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

（審議）

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】挙手全員ですので、『議案第９６号農地法第３条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第９７号農地法第４条第１項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

（審議）

【議長】 ご意見ないですか。 ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 97 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第 98 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それでは、ご審議願います。

（審議）

【議長】 ご意見ないですか。 ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 98 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第 99 号現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 続いて、現地調査委員の報告を求めます。

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。

（審議）

【議長】 ご意見ないですか。 ないようですので、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

（全員挙手）

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 99 号現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第 100 号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』を上程いたします。なお、○番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第 11 条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】 それでは、○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してくだ

さい。

<○番委員退室>

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、○番委員に関連する『議案第100号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

○番委員は入室してください。

<○番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。

【○番委員】門前区の農地を所有している〇〇さんは亡くなっておりますので相続人に所有権移転を行ってもらうようにお願いします。

【事務局】相続人を探索させていただき、相続人に対し変更の通知をいたします。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第100号小浜市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして『議案第101号令和7年度最適化活動の目標の設定等について』を上程いたします。事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、「異議なし」とすることに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『報告第27号相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について』事務局の説明を求めます。

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

【議長】また、農業委員、農地利用最適化推進委員より農地利用最適化推進活動報告があればお願いします。

<農業委員、農地利用最適化推進委員より4月の農地利用最適化推進活動報告を行う>

<事務局事務連絡>

<事務局長来月の日程報告>

【議長】他にないようでしたら以上をもちまして、第23回農業委員会を終了させていただきます。